

租税条約早見表				香港(中華人民共和国香港特別行政区)(協定)				
源泉徴収対象所得			条約による区分等	減免手続き等				概要
所161号数	所得区分等	税率		条項	区分	届出様式	添付書類	
二	割引償還差益	18.378	利子(公社債の割増金11条)	11②	10%	13, 14	不要	注イロハ
	(発行時)	16.336	政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	11③④	免税	又は2	A	H28.1.1以後発行の割引債については届出(様式2)
	(償還時)	15.315						
四	組合契約事業利益の配分	20.42	事業利得(国内PE帰属利得に限る。)	7①	PE所在地国課税			
五	土地等の譲渡	10.21	譲渡収益	13①	減免規定なし			不動産所在地国課税
六	人的役務提供事業の対価	20.42	事業利得(国内PE帰属利得に帰属しない場合)	7①	免税	6	不要	居住地国課税
			芸能人又は運動家の役務提供事業の対価	17②	免税規定なし			役務提供地課税
七	不動産の使用料	20.42	不動産所得(§6②③)	6①	減免規定なし			不動産所在地国課税
			船舶・航空機の裸用船使用料	7①	免税	10	不要	居住地国課税
八	利子所得	15.315	利子(§11④)	11②	10%	2	不要	注イロハ
			政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	11③④	免税	2	A	
九	配当所得	20.24 15.315	配当(§10⑥)	10②b	10%	1	不要	注ロ
			親子会社間配当、議決権株式(10%以上保有)(損金算入対象除く)	10②a	5%	1	不要	
十	貸付金利子	20.42	利子(§11⑤)	11②	10%	2	不要	注イハ
			政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	11③④	免税		A	
十一	使用料	20.42	著作権、工業所有権等の使用料(§12③)	12②	5%	3	不要	注イロハ
			機械、装置、用具等の使用料	7①	免税	10	不要	
			著作権、工業所有権等の譲渡対価(国内PEに帰属しない場合)	13④⑥	免税	10	不要	
十二イ	給与その他の人的役務の提供に対する報酬で国内における勤務又は役務提供に基因するもの	20.42	下記以外の給与所得	14①	減免規定なし			役務提供地課税
			短期滞在者給与(①連続183日以内の滞在、②日本の居住者以外からの支払、③日本PEが負担しない)	14②	免税	(7)	不要	みなし国内払い以外は届出書提出不要
			日本企業が国際運輸で運用の船舶・航空機で行われる勤務	14③	減免規定なし			法人所在地課税
			内国法人の役員報酬	15	減免規定なし			法人所在地課税
			政府等職員に対し政府等から支払われるもの(事業関連除く)	18①	免税	不要		(所9①8)
			上記のうち、①日本国民、②専ら当該役務提供の為に居住者となったものでない者	18①	減免規定なし			日本のみ課税(所令24)
			留学生(国外から支払われる生計、教育、訓練給付に限る)	19	免税	(8)	在学	みなし国内払い以外は届出不要
			事業修習者(〃)		減免規定なし			
			教授(個別規定なし)		減免規定なし			給与所得条項適用
			自由職業者所得(暦年中183日以内の滞在)	3①L, 7①	免税	7	不要	居住地国課税
十二ロ	公的年金等	20.42	下記以外のもの	17①	免税	9	不要	居住地国のみ課税
			日本政府又は地方公共団体に提供した役務につき政府等又は政府等が拠出した基金から支払われるもの(公務員共済年金等)	18②	減免規定なし			日本のみ課税
十二ハ	退職所得	20.42	規定なし	給与等に準じる			給与所得条項適用	
十三	事業の広告宣伝のための賞金	20.42	その他所得	21①	免税	10	不要	居住地国のみ課税
十四	生命保険契約等に基づく年金等	20.42	その他所得	21①	免税	9	不要	居住地国のみ課税
十六	匿名組合契約に基づく利益の配分	20.42	匿名組合契約等に基づく利益の配分	20	減免規定なし			源泉地国課税
添付書類	A	い ず れ か	配当・利子の租税を免除する租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等の居住者であることを相手国等の権限ある当局が証明した書類⇒実務では、各届出書の「8権限ある当局の証明」欄に条約相手国等の権限ある当局が証明(実特法省令2⑤)					
			①租税の免除を定める要件を満たすことを明らかにする書類(外国語で作成の場合その翻訳文を含む。) ②居住者証明書(実特法省令2⑥)					
非居住者等が源泉徴収義務者に居住者証明書(提示前1カ月以内に作成されたもの)を提示し氏名・住所等の確認を受けた場合には、添付を省略できる。この場合、源泉徴収義務者は、提示された居住者証明書の写しを提示日以後5年間保存する必要がある。(実特法省令9の10②)								
注意事項	イ	債務者主義 支払者(債務者)の居住地国が源泉地国とされる。(PE帰属所得は除く。)						
	ロ	恒久的施設(PE)に帰属する場合は、事業利得条項§7が適用され免税とはならない。						
	ハ	独立企業間価格を超過する所得の場合、その超過額はその所得の条項は適用せず5%の限度税率とする。						